

区内十八ヶ所に 衛生モデル地区の設置

参加世帯数約三、五〇〇

住みよい、きれいな豊島の建設についてはさきに衛生相談員の設置、消毒器具の大量購入等画期的計画を樹立相当額の経費を計上し既に実施にうつり先般の春季大掃除には今までにない好成績を収めたが、今回更に豊島区清掃事業協力会に於ても之等の事業に即応し、各出張所毎に平均約二ヶ所の衛生モデル地区を設置し、地域内区民の深い理解と積極的な協力により、保健衛生思想を管内に逐次普及することとなつた。この計画を公表するや各方面から欣然参加の声多く地区の選定には各地区委員会に於て慎重協議の結果夫々選定を了しました。

主なる実施事項

- 1、家屋外周辺の不潔な場所の清潔清掃の徹底の実施
- 2、地区内空地等の雑草の刈取
- 3、下水溝汚泥の定期浚渫
- 4、防火用水、水溜、下水溝の排水消毒
- 5、不潔箇所消毒剤の撤布
- 6、塵芥箱の理想的設置
- 7、その他保健衛生上必要に思われる事業

下水溝の定期清掃

本月より毎月二回実施

出張所別	実施日
第一出張所管内	第一日曜日
第二出張所管内	第二日曜日
第三出張所管内	第三日曜日
第四出張所管内	第四日曜日
第五出張所管内	第一日曜日
第六出張所管内	第二日曜日
第七出張所管内	第三日曜日
第八出張所管内	第四日曜日
第九出張所管内	第一日曜日

実施要領 1、日程 右表の通り毎月二回実施
2、集積された泥土の蒐集、土木課作業員が翌日又は翌々日までに蒐集に行きますから集積場所はあまりこまかくせず衛生相談員の指示によりまとめて下さい。

活動を展開致して参りましたが、今回更に公衆衛生を向上し本区衛生の確立を図るべく蚊の発生源である下水溝の定期清掃を計画致し、区民皆様のお力を得て実施することとなりました。

世話係申込処理は八九五件

今後区民各位の積極的な御利用を
お待ちしております。

昨年十月発足の世話係事務は、其後区民の皆様への周知徹底に努力した結果申込件数も増加し苦情処理係りとしての実を挙げて居ります。

区民の要望に應える為、去る四月十四日より四月十九日まで公益事業各機関の地区進出を行い、清掃事業部、区土木課、水道局、瓦斯会社、電気会社、保健所より夫々専門職員の出席を得て、区民と忌憚のない意見の交換を行った。尚ほ、よりよき豊島区の建設の為に、区民の皆様がより一層御利用下さるよう御待ちして居ります。

特別区民税について

昭和二十七年第一特別区民税の納期限は来る六月三十日です。

本年度特別区民税の徴税令書は本月二十日頃迄に区民の皆様のお手元にとどく予定になつております。

令書は昨年同様一期から三期までの四連式で、ありません。

申すまでもなく、区の歳入予算中特別区民税は、その大

“アメリカシロヒトリ” 駆除についてのお願い

この虫は、終戦後外国から侵入し、東京、横浜の都市を中心として、樹木の葉を喰ひ荒しています。今のうちに退治しないと、年々発生がひどくなり、大切な樹木が次々と荒らされますので、都庁や区役所で駆除に努めております。

都民の皆様も、自宅の樹は勿論のこと、近所の樹についても積極的に駆除に御協力下さい。

● 親虫は、一〇～一二mmの純白色の美しい蛾です。

● 幼虫は小さい時は、くもの巣のように網を張つて集団して、葉を網の目のように透して喰べています。

● 大きくなった虫は、三〇mm位になり、白い長い毛が生えて、樹の全体に散つて喰ひ荒してから、塀や家の中に入つて来て蛹になります。(この毛虫は刺しません)

● 六月上旬と七月中旬と、八月上旬と九月中旬と二回発生します。

● プラタナス、桜、ポプラとりねこ、みつき、桑等を好んで喰べ荒します。

● 自分の家や、近所の樹に集団して喰べている毛虫を見つけたら、その枝や葉を切り取つて、踏み殺すか、焼き捨てて下さい。

昭和三十二年第一特別区民税の納期限は来る六月三十日です。

本年度特別区民税の徴税令書は本月二十日頃迄に区民の皆様のお手元にとどく予定になつております。

令書は昨年同様一期から三期までの四連式で、ありません。

申すまでもなく、区の歳入予算中特別区民税は、その大

衛生豊島の確立のため本区に於いてはさきに衛生相談員の差足を材料の整備完了とも初旬一齊に行われまし

昭和三十二年第一特別区民税の納期限は来る六月三十日です。

本年度特別区民税の徴税令書は本月二十日頃迄に区民の皆様のお手元にとどく予定になつております。

令書は昨年同様一期から三期までの四連式で、ありません。

申すまでもなく、区の歳入予算中特別区民税は、その大

区立小、中学校学校図書館相次いで完成す

本区においては二十二区に先駆けて学校図書館の建設を計画施工の結果昭和 25 年度 5、同 26 年度 6 館計 11 館の完成をみ、蔵書の数も充実し所在小中学校児童生徒の学力向上のための勉学の室としてしたしまれております。

写真説明 左上より下へ池中・時習・千川中・西巣鴨小。中上より下へ仰高・椎名町・高田中。右上より下へ駒込・目白・長崎・真和中の学校図書館



(二) 建設計画 (中学校の部)

学 校 名	第 1 次	第 2 次	計
西 巢 鴨	6		6
池 袋	5		5
道 和田		2	2
高 谷		4	4
雑 司		2	2
千 谷		2	2
第 千			2
駒 込	2		2
大 塚		2	2
中 分		5	5
校 計	13	17	30

(一) 建設計画 (小学校の部)

学 校 名	第 1 次	第 2 次	計
駒 込		2	2
池 袋	4		4
道 司	2		2
高 雑	3		3
千 谷		2	2
第 千		2	2
駒 込		8	8
池 袋	2		2
池 袋		4	4
大 塚	4		4
池 袋	1		1
高 雑	6		6
日 谷	6		6
長 崎	4		4
目 白	4		4
目 白	2	6	8
早 稲	2		2
台 前	2		2
早 稲		2	2
台 前		8	8
早 稲		3	3
台 前		8	8
計	36	34	70

昭和二十七年年度六・三制学校
建物整備事業に依る学校
建設教室の割当決定す

昭和二十七年年度六・三制学校建物整備事業として、さきに東京都教育委員会より第一次分四八教室、第二次分五二教室年間計一〇〇教室を割当てられ、本区に於ては種々の状況及条件等に依り慎重にこれを勘案し最も適当なる計画を樹立し去る六月五日開催せられた本区教育委員会に諮り、この左の通り建設教室割当の決定をなすことと、依り大幅に二部授業が完了することになり、設計完了より順次に入札し、六月下旬速かに工事に着手する様準備を進めて居ります。

旬日に迫る!!

洩れなく、正しく

7月1日 全国一斉

住民登録

調査員が家庭訪問

正しい記入は……

区民生活の利便
行政事務の迅速

住民登録の概要については本紙前号で説明しましたが、本号では、七月一日午前〇時現在で全国一斉に行われる調査の事柄について説明します

〇一斉調査とは

七月一日以降の転入、転居変更、国外移住等住民の移動に対する最初の基本となる、「住民票」を作る目的で、七月一日午前〇時現在で区内に住所のある人を各世帯毎に届出をもらうために行われる調査です。

〇一斉調査は住民の便宜のために

最初の登録は七月一日から五日以内に届出をしなければなりません。この届出は、住民の便宜のため自宅で届出義務が果せるように、又届出の

励行を図り正確な登録を行うために、区では住民登録調査員を委嘱して、各世帯をもれなく調査します。

〇一斉登録の届出は
住民登録届書の用紙は、調査員があらかじめ各世帯にもれなく配布します。万一もれた場合は申出下さい。

1、氏名(戸籍上の氏名、婚姻届をしていない夫婦は結婚前の氏名を記入します)
2、出生の年月日
3、男女の別
4、世帯主との続柄(妻、長男、妹、おひ、同居人、家事使用人のように又婚姻届をしていない夫婦は「夫(未婚)」「妻(未婚)」と記入します)

5、本籍(戸籍に書いてある本籍を番地までくわしく記入して下さい)
6、筆頭者の氏名(筆頭者は戸籍の最初に書かれている人のことで、以前の戸籍上の戸主のことです)
7、住所
8、住所を定めた年月日(現在の住所に住むようになった年月日、生れたときから住んでいる人は生年月日を記入します)
9、住民となった年月日(豊島区内に最初に住むようになった年月日、例えば千代田区から豊島区のA番地に転入し、その後区内のB番地に転居した人はA番地に転入した年月日を記入します。この場合も生れたときから豊島区内に住んでいる人は生年月日を記入して下さい)

10、東京都二十三区民となった年月日(届書の裏面、例えば大阪から千代田区に転入しその後豊島区に転入した人は千代田区に転入した年月日を記入します。生れた時から二十三区内に住んでいる人は生年月日を記入して下さい。この欄は氏名を書きませんから、表面の氏名番号と合うように記入して下さい)

この届出のすんだ後に世帯に異動や変更のあった場合はその都度届出をしなければなりません。

〇調査員の仕事は
1、準備調査 調査員は各受持調査区の住民が届出もれのないように各世帯毎にあらかじめ世帯番号票を門前等の見やすいところに貼付け、その番号と符号する番号と世帯主氏名及び世帯人員を記入した準備調査表を作成しなければなりません。この準備調査表と本調査との間に異動があつた場合はその都度準備調査表を訂正して常に本調査の正確を期するように整備しておきます。この準備調査期間中に住民登録届書用紙を各世帯にもれなく配布します。

2、本調査 住民登録届書に正確に記入されているかどうかを確かめ不備な点があれば訂正させ、期限までにもれなく提出させなければなりません。

3、住民票の作成 住民から提出された届書によつて今後の基本台帳となるべき「住民票」を作成します。この際に尚且つ届出事項に疑義を生じた場合は再び調査をしなければなりません。

調査員は常に身分を示す証票を携帯し関係人に呈示しなければなりません。職権を濫用して必要以外の事柄について質問したり、調査してはなりません。

〇「ことば」の説明
1、住所 実際に生活を営んでいる場所をいいます。(生活物資の配給を受けている場所であつても、その人が実際にその場所に住んでいないで他所に住んでいるようなとき他所に住んでいようなとき)には、他所が住所で配給を受けている場所は住所とはいいません(住所は一人一箇所に限りません)

病院、療養所等に入院又は療養中の人、警察予備隊員で隊内居住者の住所はその人の自宅です。

修学、就職等のため寮、寄宿舎、下宿等に居住する人はその寮、寄宿舎、下宿等の所在する場所が住所です。

2、世帯 住所と家計(日常生活を営むための生活費用の支出)をもとにする人の集りをいいます。一人で独立して住所をもち家計をたてている人も世帯(単独世帯)になります。

雇主の世帯と一諸に住んでいる使用人、雇人等の住込みの単独者は一人で家計をたてているものでないから雇主の世帯の世帯員になります。

3、世帯主 世帯員のうちでその家計を担当している人で世帯の責任者をいいます。

区議会

五月中に行われた各種委員会	
一、財務委員会	一回
一、財務教育連合委員会	一回
一、教育委員会(視察)	一回
一、運営委員会	一回
一、公会堂建設小委員会	二回
一、その他自治擁護問題の会合	一三回
合計	一九回

本区の人口 25 万突破す

戸数	38,727
世帯	64,407
男	128,397
女	124,493
計	252,890

(昭和 27. 6. 1. 調)